広島県青少年問題協議会運営規則を廃止する規則(規則第十三号)(県民活動課)

廃止の要旨

則を廃止した。 広島県青少年問題協議会が廃止されることに伴い、広島県青少年問題協議会運営規

\star 広島県青少年環境整備審議会規則の一部を改正する規則(規則第十四号) (県民活動課

改正の要旨

きるようになることに伴い、必要な改正を行った。 広島県青少年健全育成審議会が設置されるとともに、 広島県青少年健全育成条例の一部改正により、広島県青少年環境整備審議会を改組し、 同審議会に部会を置くことがで

左龙<u>二十六三</u>加施行期日

広島県立県民の浜管理規則の一部を改正する規則(規則第十五号)(自然環境課)

改正の要旨

身体障害者手帳等の交付を受けている者が宿泊室を宿泊利用する際の利用料金を減額

することとした。

一旅行其下

平成二十六年三月三十一日

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則(規則第十六号)(こども家庭課)

一改正の理由

と等に伴い、必要な改正を行った。 保護の実施、生活保護及び支援給付の実施機関として行う事務が県の事務でなくなるこ 平成二十六年四月一日に安芸郡府中町に福祉に関する事務所が設置され、助産、母子

一改正の内容

- 係する様式を削った。 児童福祉法に基づく業務のうち、 助産の実施及び母子保護の実施に係る規定及び関
- 2 様式を削り、併せて条項の整理を行った。 生活保護法に基づく業務のうち、県が保護の実施機関として行う規定及び関係する
- 条項の整理を行った。 務のうち、県が支援給付の実施機関として行う規定及び関係する様式を削り、併せて 中国残留邦人等の帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく業

三 施行期日

\star 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第十七

号)(健康対策課)

改正の要旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、保護者に

関する規定を見直すなど必要な改正を行った。

一施行期日

 \star 課 症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第十八号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八の二第三項に規定する任意入院者の (健康対策

改正の要旨

の整理を行うなど必要な改正を行った。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項

一 施行期日

⋆ 号) 宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居 (介護保険課) (規則第十九

制定の理由

の施行に関し必要な事項について定めた。 居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定 同条例

一規則の内容

- わる重要事項の明示方法について定めた。 指定居宅介護支援事業者が、重要事項を利用者等に説明する際の、 文書の交付に代
- 2 居宅介護支援事業者は、 要介護認定の申請に係る援助等を行うこととした。
- 3 の書類の交付を行うこととした。 居宅介護支援事業者は、 利用者から申出があった場合等には、 居宅サービス計画等
- 4 康管理及び重要事項の掲示をすることとした。 指定居宅介護支援事業者は、 事業の運営に当たって、勤務体制の整備、 従業者の健
- 5 することとした。 会計に関する諸記録並びに利用者に対する居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに会計を区分し、従業者、 設備、 備品及び
- 6 管理者の責務について定めた。
- その他必要な事項について定めた。

一 施行期日

\star 河川法等の施行に関する規則の一部を改正する規則(規則第二十号) (道路河川管理課

改正の要旨

電する場合の水利使用が、許可制から登録制に変更されたことに伴い、 に係る申請書の写しの提出部数を定めるなどの必要な改正を行った。 河川法の一部が改正され、 水利使用の許可を既に受けている河川の流水を利用して発 当該登録の申請

平成二十六年三月三十一日

施行期日

\star 広島県広島へリポート条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二十一号)(空港振

興課)

改正の要旨

広島県広島へリポート条例の一部が改正されたことに伴い、土地の使用料の納付方法

を定めるなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

\star 広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則の一部を改正する規則(規則第二十二号)(港

改正の要旨

湾振興課)

の額を引き上げることとした。 消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、県営さん橋待合所における広告物の掲出料

二 施行期日